

Lenovo製品の特定貨物 該・非判定について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記Lenovo製品につきましては、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」に規定されている規制値および特性等に基づき検討いたしました結果、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の1項から15項に記載されている特定の種類の貨物又は技術に該当しないことが判明いたしましたので、お知らせします。

記

ノートパソコン & デスクトップ

Notebook and Desktop Personal Computers

ECCN No.5A992.c

・貨物としての判定

判定項番： 輸出貿易管理令別表第一 第8項、第9項(7)

判定結果： 非該当

・技術としての判定

判定項番： 外国為替令別表 第8項(2)、第9項(1)

判定結果： 非該当

インストールされたソフトウェアの製品の該非判定については各社のホームページ等でご確認をお願いします。

なお、これらの製品は、キャッチオール規制の対象である輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の第16項に該当いたしますので、客観要件等のキャッチオール規制で定められている要件についてご検討下さるようお願いいたします。

以上

※当製品は、米国輸出管理法の適用を受けますので、米国政府の定める禁輸国/テロ支援国に輸出する場合は、米国政府の許可を要しますので、ご注意下さい。